

議案第2030号

特殊建築物の敷地の位置について(喜多方市)

(建築基準法第51条ただし書による許可)

県決定

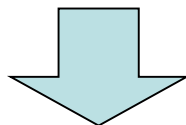
建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令*第5条に規定する「ごみ処理施設」及び第7条に規定する「産業廃棄物処理施設」を指す。



廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

七 廃プラスチック類の破砕施設
(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

計画: 廃プラスチック類 12.72トン

八の二 木くずの破砕施設
(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

計画: 木くず 20.88トン

*:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の略称

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- ・施設の技術基準
- ・周辺地域への環境影響
- ・事業者の技能、経理的基礎 など

会津地方振興局(県民環境部)において審査中

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

許可の基本方針(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

建築基準法第51条ただし書による許可の基本方針

《4つの視点からの都市計画上の支障の有無》

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域には、原則として設けないこと。 ・用途地域は、原則として住居系用途地域を避け、工業系用途地域とすること。 ・地区計画等に整合していること。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）に整合していること。

会社及び施設の概要

【設置を予定している会社の概要】

- 商号 有限会社Miyatsuリサイクル
- 代表者 代表取締役 鈴木 一郎
- 所在地 喜多方市岩月町宮津字西ノ山7132番地の1
- 主な事業 産業廃棄物の収集運搬業、中間処理業

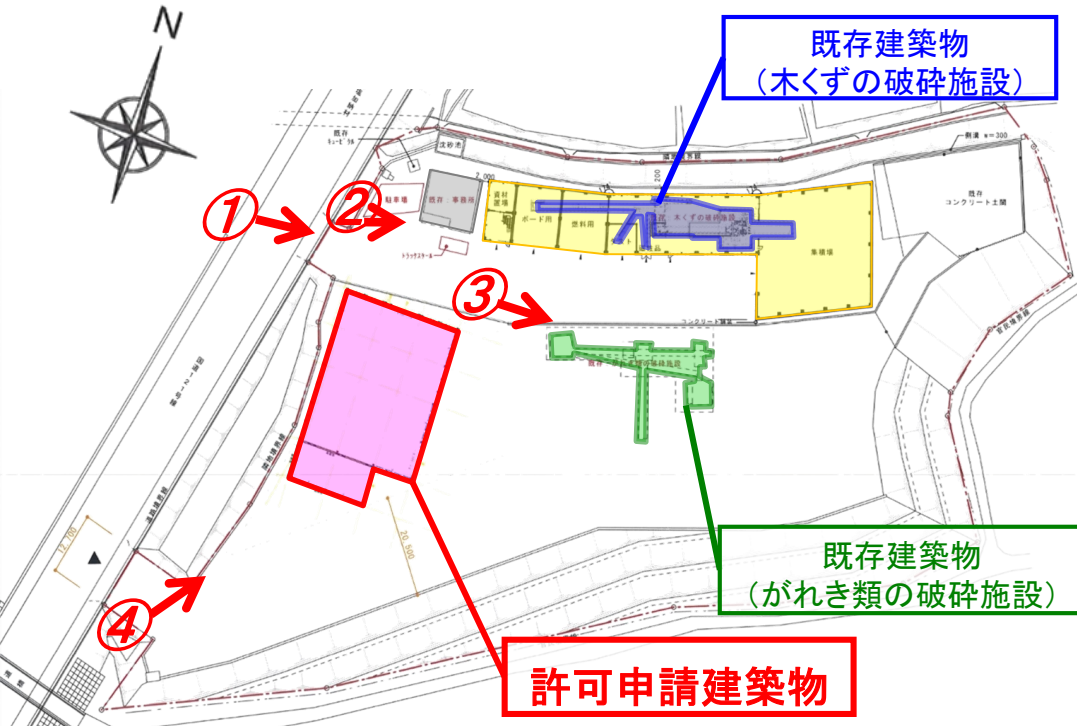
【設置を予定している産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 有限会社Miyatsuリサイクル
- 所在地 喜多方市岩月町宮津字沢ノ上7122番地の7 外20筆
- 敷地面積 15,641.51 m²
- 延べ面積 952.00 m²(敷地内合計 2,425.14m²)
- 処理の概要
破砕処理施設
(廃プラスチック類12.72t/日、木くず20.88t/日)
- 施設の稼働時間 AM8:00~PM5:30(実働8時間)

位置図



現地の状況 (既存建築物等)



廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



許可申請建築物

計画建物
(廃プラスチック類等の破碎施設)
床面積: 952.00㎡
構造: S造平屋建て
処理能力: 廃プラスチック類 12.72t/日
木くず 20.88t/日

既存建築物
(木くずの破碎施設)

設置年月日: H17.2.7
処理能力: 160t/日

既存建築物
(事務所)

既存建築物
(がれき類の破碎施設)

設置年月日: H17.2.7
処理能力: 992t/日

入口

待機場(約250㎡)

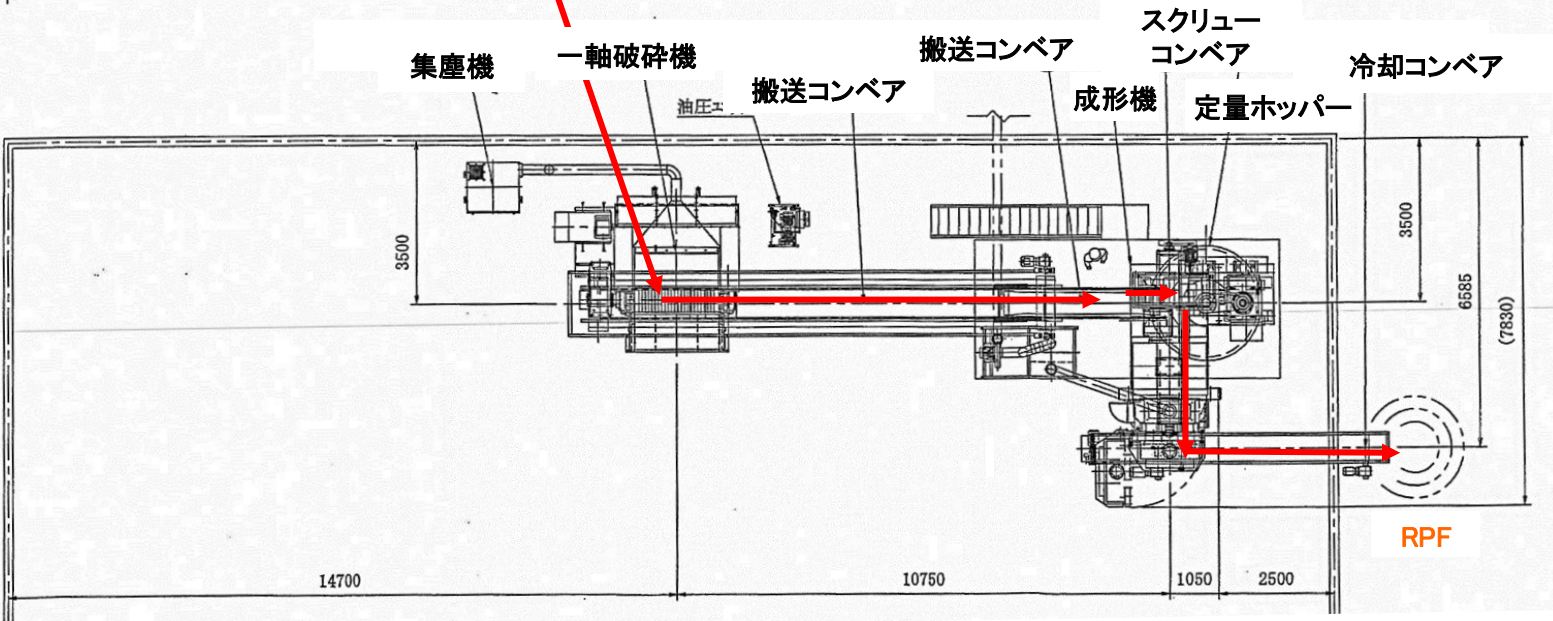
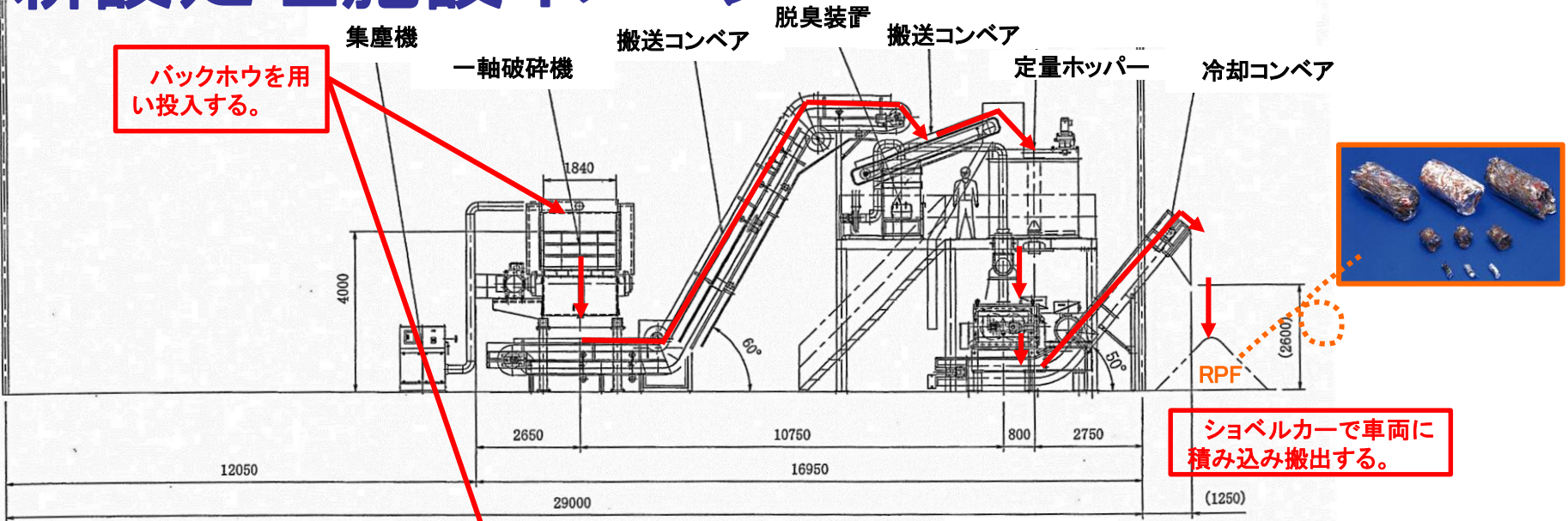
経路

出口

国道 121号線(幅員18m)

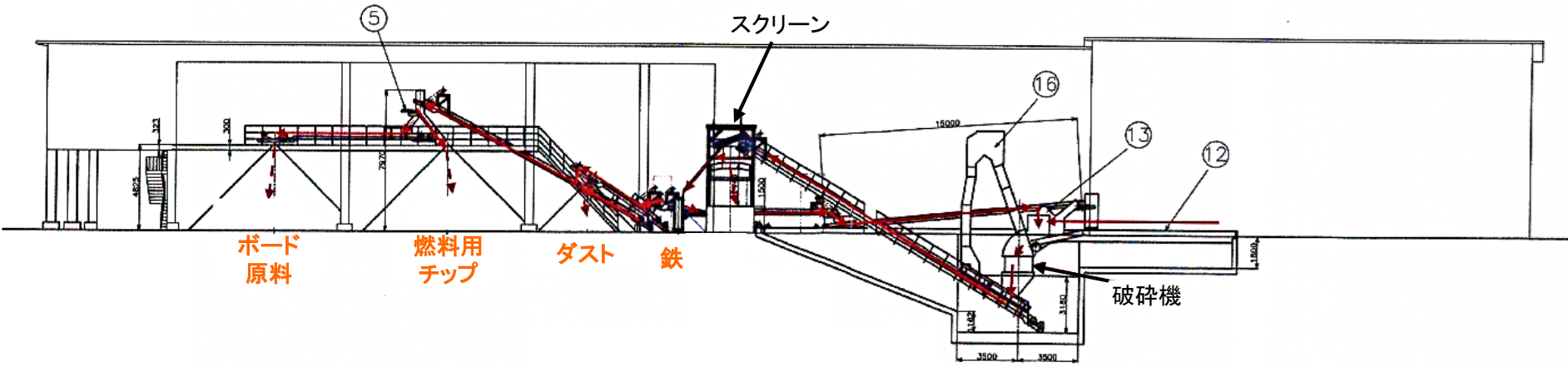
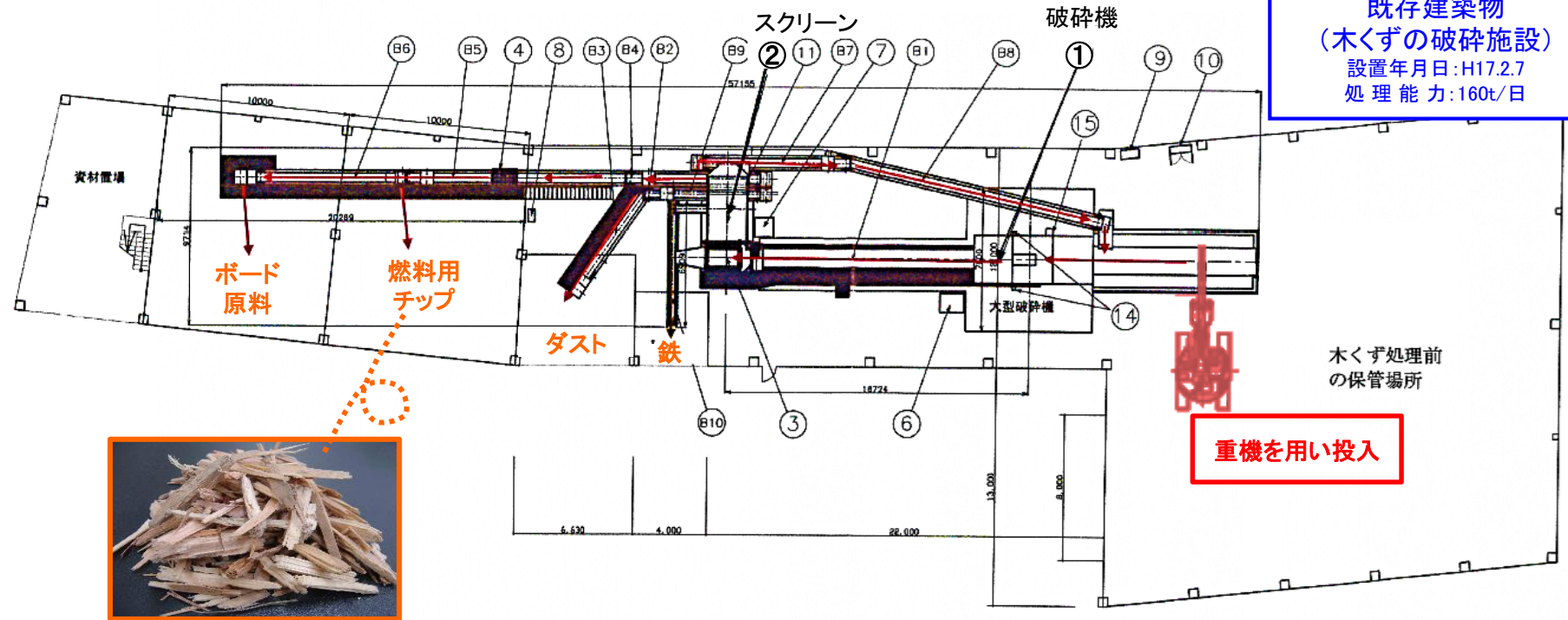
敷地境界線

新設処理施設イメージ



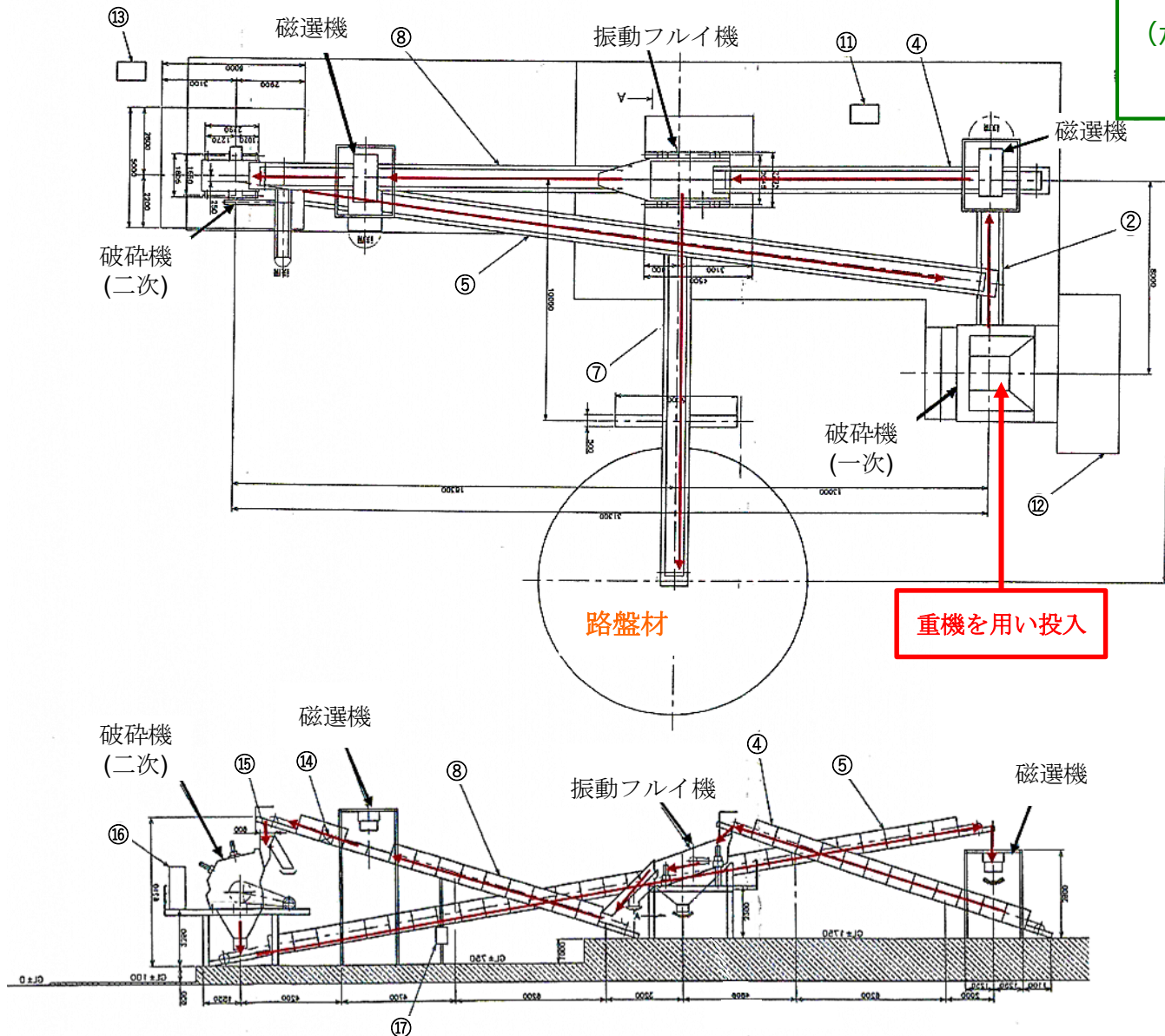
既存処理施設(①木くず)

既存建築物
(木くずの破碎施設)
設置年月日:H17.2.7
処理能力:160t/日



既存処理施設 (㉒がれき類)

既存建築物
(がれき類の破碎施設)
設置年月日 : H17.2.7
処理能力 : 992t/日



建築基準法第51条ただし書による許可の基本方針

《4つの視点からの都市計画上の支障の有無》

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	<p>○市町村マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。 → 市都市計画マスタープランの内容に乖離するものではない。</p> <p>【理由】当該地は、田園ゾーンに位置し、幹線道路等の沿線では連続した土地利用に努め道路や緑地などの公共空間と適正なバランスの取れた宅地の形成を誘導する地区となっている。また、田園景観の維持保全に向け、市街地周辺の幹線道路沿線については無秩序な開発を抑制し良好な田園景観の維持や保全に努めるとされている。当該施設は、国道121号沿いに位置し既に稼働している産業廃棄物処理施設の敷地内に設置するものであり、市都市マスに著しく乖離していない。</p>
2 土地利用計画との整合	<p>○市街化調整区域には原則設けない。用途は住居系を避け工業系用途地域とすること。地区計画と整合すること。 → 土地利用計画との整合は図られている。</p> <p>【理由】当該敷地は、非線引き都市計画区域で用途地域はない。周辺に集落等も無く既に産業廃棄物処理施設が稼働している敷地である。地区計画等もない。</p>
3 都市計画施設との整合	<p>○道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。 → 都市計画施設に支障を与えるものではない。</p> <p>【理由】当該敷地周辺には、都市計画道路や都市公園などの都市施設の計画はない。</p>
4 市街地開発事業との整合	<p>○市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。 → 周辺に新たな事業計画は無く不整合はない。</p> <p>【理由】当該敷地周辺に市街地開発事業等の計画はない。</p>